

国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 30 号
最終改正 令和 7年 3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条の規程に基づき、国立大学法人和歌山大学の教職員（以下「教職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し、この規定に定めのない事項については、労働基準法（以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

第2章 勤務時間、休憩、休日

(勤務時間)

第3条 教職員の所定勤務時間は1日について7時間45分、1週間について38時間45分以内とする。

(始業、終業及び休憩の時刻)

第4条 教職員及び授業休止期間中の教員の始業、終業及び休憩の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分
- (3) 休憩 午後0時00分から午後1時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表の定めるところによる。ただし、第12条の2に定める1年単位の変形労働時間制の適用者は、当該労使協定の定めるところによる。

3 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(始業、終業及び休憩の時刻の変更)

第5条 業務上の必要がある場合は、前条の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、また休憩時間が45分を下回らない範囲で、始業、終業及び休憩の時刻を変更することがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第6条 教職員が勤務時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合（第6条の2に定める場合を除く）において、勤務時間を算定し難いときは、所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(在宅勤務)

第6条の2 在宅勤務に関する事項については、在宅勤務細則の定めるところによる。

(時間外・深夜・休日勤務)

教職員勤務時間及び休暇等規程

第7条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規程に基づく労使協定の定めるところにより、教職員に所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ずることがある。

2 妊娠中ないし産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、以下の勤務をさせない。

- (1) 午後10時から午前5時までの間における勤務
- (2) 1日7時間45分、週38時間45分を超える勤務

3 小学校就学前の子の養育を行う教職員又は要介護状態にある家族（国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則（以下「介護休業等細則」という。）第3条第2項に規定する対象者をいう。次項、第5項及び次条において同じ。）の介護を行う教職員であって、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務をさせない。

4 小学校就学前の子の養育を行う教職員又は要介護状態にある家族の介護を行う教職員であって、第1項で命ずる勤務を短いものとするを申し出た者については、同項の労使協定で別に定めるものとする。

5 小学校就学前の子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う教職員であって、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業には従事させない。
（早出遅出勤務）

第7条の2 子の養育又は要介護状態にある家族の介護等を行う教職員が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、始業及び終業の時刻をそれぞれ午前7時以降及び午後10時以前に設定することができるものとする。

2 超過勤務等による教職員の疲労の蓄積を防止する必要があると認められる場合は、始業の時刻を午前9時から午前10時の間に設定して勤務時間の変更を命ずることがある。

3 早出遅出勤務に関する対象者、期間、手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則（以下「勤務時間等細則」という。）の定めるところによる。

（非常災害時の勤務）

第8条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に所定の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命ずる場合には、労基法第33条第1項に定められた手続を行う。

（休日）

第9条 休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- (5) その他、特に指定する日

2 法定休日は日曜日とする。

3 1週間の起算日は土曜日とする。

（休日の振替、代休）

第10条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、勤務時間等細則の定めるところによる。

第3章 勤務の免除

(勤務の免除)

第11条 教職員は、勤務時間等細則に定めるところにより、給与を減額されることなく、一定の時間につき勤務を免除されることがある。

第4章 勤務時間の特例

(裁量労働制)

第12条 業務の性質上、必要と認める教員については、労基法第38条の3に定める労使協定に基づき裁量労働制を適用する。

2 前項の教員は、第4条の規定にかかわらず、所定勤務日に勤務した場合には、1日7時間45分勤務したものと見なし、前項の教員に、授業及び会議等を除く業務の時間配分を委ねるものとする。

(1年単位の変形労働時間制)

第12条の2 附属学校において、業務に季節的な繁閑があり、特別の形態によって勤務する必要がある者については、労基法第32条の4に定める労使協定に基づき1年単位の変形労働時間制を適用する。

2 第3条、第4条及び第9条の規定にかかわらず、前項の者における勤務時間、始業・終業及び休憩の時刻、並びに休日は、当該労使協定の定めるところによる。

(フレックスタイム制)

第12条の3 業務その他の都合上必要と認められる場合には、教職員に始業及び終業時刻の決定を委ねる勤務に就かせることがある。この場合の始業及び終業時刻の範囲は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前7時から

(2) 終業時刻 午後10時まで

2 前項の教職員の範囲その他必要な事項については、労基法第32条の3に基づく労使協定の定めるところによる。

(育児時間の取得による短時間勤務)

第13条 育児時間の取得による短時間勤務については、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則（以下「育児休業等細則」という。）の定めるところによる。

(介護休業及び介護時間の取得による短時間勤務)

第14条 介護休業及び介護時間による短時間勤務については、介護休業等細則の定めるところによる。

第5章 休暇

(休暇の種類)

第15条 教職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は有給とする。

(年次休暇)

教職員勤務時間及び休暇等規程

第16条 年次休暇は、一の年（1月1日からその年の12月31日まで）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員 20日
- (2) 次号に掲げる教職員以外の教職員であって、当該年の中途において、新たに教職員となり、又は当該年の前年の在職期間と併せた在職期間が1年未満の教職員で任期が満了することにより退職することとなる教職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に定める日数
- (3) 国家公務員若しくは国の関係機関の職員又は地方公務員若しくは地方独立行政法人の職員から引き続き教職員となった者 20日に当該年の前年における年次休暇又は年次休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇又は年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数

（年次休暇の時季変更権）

第17条 年次休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求する時季に年次休暇を与えることにより、業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがある。

（年次休暇の単位）

第18条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、労基法第39条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、1時間を単位とすることができる。

2 年次休暇を1時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

3 1日の勤務時間のすべてを休暇とするときは、所定勤務時間の多少にかかわらず、1日を単位として年次休暇を取得するものとする。

（年次休暇の繰り越し）

第19条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、残日数と残時間を当該年の翌年に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第20条 病気休暇は、教職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要最小限の期間を病気休暇とする。

2 病気休暇は、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び次に掲げる場合における病気休暇期間中の休日（休日、代休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日を含む。以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

- (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
- (2) 業務上の事由若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合
- (3) 国立大学法人和歌山大学安全衛生管理規則第23条第4項に規定する就業制限の措置を受けた場合

3 前項の規定にかかわらず、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由による休職から

復職した日以後1年以内に当該休職の原因である疾病又は同一の疾病に起因すると認められる疾病により特定病気休暇の請求があった場合は、大学が特に必要と認めた場合を除き、1ヶ月（休日含む。）以上の病気休暇は承認しない。

- 4 第2項、次項及び第6項の適用については、連続する8日以上（当該期間中の休日、代休日その他の勤務しない日を除く要勤務日の日数が3日以下である場合を除く。）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、勤務を要する時間のすべてを勤務した日の日数（以下「実勤務日数」という。）が20日に達するまでの間（以下「病休通算判定期間」という。）に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は、連続しているものとみなす。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、病休通算判定期間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の休日、代休日その他の労災等病気休暇以外の勤務しない日は、第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第2項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。
- 9 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（特別休暇）

第21条 特別休暇については、勤務時間等細則の定めるところによる。

（代替休暇）

第21条の2 勤務日における所定の勤務時間以外の勤務時間と法定休日を除く休日における勤務時間の合計が1ヶ月に60時間を超えた場合に、労基法第37条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、代替休暇を与えることができる。

- 2 代替休暇を取得できる期間は、前項の規定に該当した月の翌月と翌々月とする。
- 3 代替休暇の時間数は第1項に規定する60時間を超える時間に、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率を差し引いた率を乗じた時間数とする。

教職員勤務時間及び休暇等規程

第6章 育児休業、介護休業及び自己啓発等休業

(育児休業)

第22条 育児休業については、育児休業等細則の定めるところによる。

(介護休業)

第23条 介護休業については、介護休業等細則の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第24条 自己啓発等休業については、国立大学法人和歌山大学教職員自己啓発等休業細則の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第25条 配偶者同行休業については、国立大学法人和歌山大学教職員配偶者同行休業細則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において法人化前の和歌山大学の教職員であった者の年次休暇の残日数、病気休暇及び特別休暇の取得日数については、施行日においてこれを継承するものとする。
- 3 この規程の施行日の前日において法人化前の他の国立大学の教職員であった者が、施行日において和歌山大学の教職員となった場合は、年次休暇の残日数、病気休暇及び特別休暇の取得日数については、施行日においてこれを継承するものとする。

附 則（平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第321号）

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第441号）

この改正規程は、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第566号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第720号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第907号）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第993号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1135号）

この改正規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成24年2月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1238号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1782号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1954号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2117号）

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この改正規程による改正後の第20条の規定は、この規程の施行の日以降に取得した病気休暇について適用する。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2206号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2358号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2400号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2719号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2827号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

教職員勤務時間及び休暇等規程

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

	教職員の区分	始業	終業	休憩
1	授業期間中の 教員	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 20 分から 午後 1 時 10 分まで 午後 4 時 20 分から 午後 4 時 30 分まで
2	裁量労働制を 適用しない教 員で、5 限目 を担当する教 員	午前 9 時 30 分	午後 6 時 15 分	午後 0 時 20 分から 午後 1 時 10 分まで 午後 4 時 20 分から 午後 4 時 30 分まで
3	裁量労働制を 適用しない教 員で、6 限目 を担当する教 員	午前 11 時 30 分	午後 8 時 15 分	午後 0 時 20 分から 午後 1 時 10 分まで 午後 4 時 20 分から 午後 4 時 30 分まで
4	午後 0 時から 午後 1 時の間 に窓口対応業 務に従事する ことを命ぜら れた職員	午前 9 時 30 分	午後 6 時 15 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
5	授業期間中の 附属小学校の 給食業務に従 事する職員	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで

附属学校において、1 年単位の変形労働時間制の適用者については、始業・終業及び休憩の時刻は、当該労使協定の定めるところによる。

別表第2（第16条第2号関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日